14 外国特許権侵害訴訟における国際裁判管轄と特許無効の抗弁 - 欧州司法裁判所2006年7月13日判決 (C-4/03) を素材として-

特別研究員 岩本学

外国特許権に基づく侵害訴訟が提起された場合でも、裁判所は外国特許権であるという理由をもってこの訴えを却下することはないとされているが、外国で付与された特許の有効性自体を問題とする訴訟については、当該特許が付与された国の裁判所に排他的に管轄を認めるのが妥当とされる。それでは、侵害訴訟において外国特許権に対し「抗弁」として無効主張がされた場合、我が国裁判所はこの訴訟を審理できるのであろうか。これが本研究の主題である。我が国ではこの問題に関する裁判例も乏しく先行研究も少ない。一方で、欧州司法裁判所は2006年7月13日にこの問題について注目すべき判決を下し、欧州内に大きな議論を呼んでいる。本研究は、我が国の現状を踏まえ、上記欧州の議論を素材として、外国特許無効の抗弁につきその是非を含めた我が国での対応について検討するものである。

I. 序

1. 目的

本研究は、外国特許権侵害訴訟における無効抗弁の扱い について考察するものである。

国内特許権侵害訴訟では、従前、抗弁としての無効主張は認められてこなかった。このような状況の中、最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁(以下、「キルビー判決」)は、判決中の無効判断の及ぶ効力について対世効はなく当事者限りとの限定を付した上で、裁判所も特許権の無効を判断できると判示した。キルビー判決を受け、2004年改正により特許法には104条の3が新設され、現在では国内特許法上、明文において特許無効の抗弁が認められている。

では、このような状況の下、我が国の裁判所において提起された他国に登録されてある特許権に基づく侵害訴訟においても、当該外国特許権の無効主張がなされた場合、裁判所は当該無効を審理できるのであろうか?

2. 本研究の内容

本研究の内容であるが、外国特許無効の抗弁を検討する 前に、まずタイトルに示した二つの問題、特許権関連訴訟 の「国際裁判管轄」と国内「特許無効の抗弁」についての 裁判例・議論状況を確認する。 外国特許無効の抗弁は、訴訟手続中に提出されるものである以上、管轄が認められることが前提となるため、国際裁判管轄の検討をまず行いたい。国際裁判管轄とは、例えば我が国を例にすると、日本以外の特許権に基づく侵害訴訟が我が国裁判所に提起されたとき、我が国裁判所はこの訴えに対し管轄を有するのかといった問題を指す。現在我が国には国際裁判管轄に関する明文の規定はないため、判例法理により(*1)、日本の民事訴訟法によれば管轄が認められる場合には、原則的に我が国に裁判管轄を認めるとの運用がなされている(*2)。ここでは特許関連訴訟全体についての国際裁判管轄問題を見ておくことにしたい。また、国内特許無効の抗弁についても言及する。

以上の基礎的考察を踏まえた上で、外国特許無効の抗弁につき検討するが、その際には、欧州の裁判例・議論などを紹介、分析していく。というのも、外国特許無効の抗弁の問題についてほとんど議論のない我が国に対して、欧州ではこの問題について裁判例・議論の蓄積が見られる。さらに、欧州共同体(EC)において妥当していた「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約」(以下、「ブリュッセル条約」)16条4項の解釈について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許無効の抗弁について、専属管轄を規定する同項が外国特許についての判決の法裁判所が2006年7月13日にこの解釈についての判決

^(*1) 最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 巻 7 号 1224 頁。

^(*2) 例外的に「特段の事情」がある場合には管轄は認められない。この点については、最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。

^(*3) 同条約の日本語訳については、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約(一)(二)」民商法雑誌 122 巻 3 号 140 頁 以下

^(*4) ECJ 2006.7.13(C-4/03) GRUR int. 2006 S.839=Rev. Crit. DIP 2006 p.904

がより活発化し、この問題に対する優れた論稿が多数出されている^(*6)。これらを参照することは我が国にとっても非常に有益であると思われる。

Ⅱ. 我が国の現状

1. 特許権をめぐる国際裁判管轄について

(1)侵害訴訟

外国特許権に基づく侵害訴訟について、東京地判昭和28 年6月12日下民集4巻6号847頁や最判平成14年9月26日民集 56巻7号1551頁(以下、「カードリーダ判決」)は、国際裁判 管轄についての検討を経ることなく本案判決を下している。 また、外国特許権に基づく差止請求の国際裁判管轄につい ても、カードリーダ判決は、これを認めたものと解される。 一方、侵害に対する消極的確認訴訟であるが、大阪地判平 成19年3月29日判例集未登載は、日本法人である原告が同じ く日本法人である被告に対し、被告が有する欧州特許に係 る特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求め た事案において、管轄を認め原告の請求を棄却している。

(2) 有効性が問題となった訴訟

我が国において主たる請求として外国特許の有効・無効の確認を求めた裁判例は見当らないが、傍論部分で登録国の専属管轄とする点を述べたものとして東京地判平成15年10月16日判時1874号23頁(以下、「サンゴ砂判決」とする)がある。学説は、無効確認訴訟は登録国の専属管轄とする理解で一致している。

2. 国内法における特許無効の抗弁

(1) キルビー判決とその影響

キルビー判決は、「当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと解するのが相当である。」と述べている。キルビー判決が下されたことで判例法理として無効の抗弁が認められることとなった。

(2) 法改正後の議論状況

このような状況の下、2004年改正により特許法に104条の 3が新設された。同規定のキルビー判決の法理との差異は、 明白性の要件を課していない点にある。

3. 小括

我が国においては、少なくとも外国特許権の侵害訴訟については、権利が外国特許権であるという理由をもって管轄が否定されることはない。一方、国内特許法上の特許無効の抗弁も原則認められている。しかしこれらの事実が外国特許無効の抗弁について回答を示しているものではない。

外国特許無効の抗弁の扱いについて、我が国に現在明文 規定は存しない。裁判例においても前述したサンゴ砂事件 で言及されているのみである。また、学説についても議論 が活発とはいえない。しかし、国境を越えた知財紛争の増 加を見据えると、この問題は更に踏み込んで検討されるべ き課題といえる。

以下では、GAT/LuK判決を中心に欧州の議論を参考にしつつ、外国特許無効の抗弁を認めるべきか、認める場合にはどのような形が望ましいのかについて検討していく。

皿. 外国特許無効の抗弁

1. 我が国の裁判例・議論

(1) 裁判例

我が国の裁判例において、外国特許無効の抗弁について 言及した唯一のものとして前掲サンゴ砂判決がある。

本判決は、まず、特許権の有効無効の確認訴訟について、登録国の専属管轄であることを確認している。その上で、無効の抗弁については「当該特許についての無効判断は」「当事者間において効力を有するものにすぎ」ないとし、「国際裁判管轄を否定する理由となるものではなく、差止請求訴訟において相手方から特許無効の抗弁が主張されているとしても、登録国以外の国の裁判所において当該訴訟の審理を遂行することを妨げる理由となるものでもない」と判示した。

^(*5) 本報告書で特に参考としたものとして、Heinze/Roffael, Internatioanle Zusändigkeit für Entscheidungen über die Gültigkeit ausländischer Immaterialgüterrechte, GRUR Int. 2006, S.787; ; Kur, A Farewell to Cross-Border Injunctions? The ECJ Decisions GAT v. LuK and Roche Nederland v. Primus and Goldenberg 2006 IIC 848; Adolphsen, Renationalisierung von Patentstreitigkeiten in Europa, IPRax 2007, S. 15; Gottschalk, Anmerkung zum EuGH, Urteil v. 13. 7. 2006, JZ 2007, S.300; Stauber/Luginbuehl, Summary of arguments on ECJ Decision – GAT v LuK and Roche Nederland BV et al. v Primus and Goldenberg, Festskrift till Marianne Levin, Stockholm 2008, pp. 559.

もっとも、この判旨部分は、本件の結論を導く直接の論 拠とはなっておらず、いわゆる傍論である点には留意する 必要がある。

(2) 学説

一方、学説を大別すると、裁判における外国特許無効の 抗弁を認めないとする説、認めるとする説、無効が明らか な場合には抗弁を認めるとする説、に分けられよう。なお、 この分類は管轄の問題として無効の抗弁が可能か否かにつ いてのものである。すなわち、国際裁判管轄との関係で外 国特許無効の抗弁が認められるとしても、訴訟手続におい てその抗弁の可否をどこの国の法で判断するかといった準 拠法の問題とは切り離して考える必要がある。

(3) 国際裁判管轄立法化の動き

2008年9月3日に出された諮問86号に基づき設けられた「法制審議会国際裁判管轄法制部会」により包括的な国際裁判管轄立法に向けた審議が進められている。またこの法制審議会に先立っては研究会が設けられていたが、同研究会からは国際裁判管轄に関する立法案を含む報告書が出されている(**6)。

知的財産権に関する訴えについては、報告書第5の2に記載がある(*7)。登録に関する訴え、有効性に関する訴えについては、いずれも登録国が専属管轄を有する旨の立法案となっている。他方、外国特許無効の抗弁については、抗弁として無効主張をした場合であっても、訴訟要件たる管轄に影響を与えないとの立場を前提とし、抗弁による無効主張の可否については、当該権利付与国により判断されると説明されている。また、一定の場合、特許法168条2項(*8)の趣旨の下、日本における訴訟手続の中止を認める。

2. 従来の欧州の立場

ドイツ、オランダでは従来、裁判例において外国無効の 抗弁が認められており、欧州連合(EU)外であるがスイスも 同様であった。一方、英国では抗弁が出された段階で却下 判決が下されていた。このほか、ベルギー、イタリアに抗 弁を認めないとする判決がある。

3. GAT/LuK 判決

このような欧州各国の状況の下、ドイツのデュッセルドルフ高裁は、欧州司法裁判所に対し、ブリュッセル条約16条4項の解釈について、先決判決を求めた。

ブリュッセル条約は、正式名称を「民事及び商事事件に おける裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条 約」といい、1968年に成立した条約である。

ブリュッセル条約16条4項

次の裁判所は、住所のいかんを問わず、専属管轄を有する。

.

四 特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の登録又は有効性に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる締約国の裁判所……

同項は、特許権の登録・有効性判断については、登録国のみが国際裁判管轄を有する旨規定している。この文言において問題となるのは、「関する」の部分である。同条約の英語表記は、「concerned with」となっている。文言上は、特許の有効性が関連する侵害訴訟、すなわち侵害訴訟において無効判断が求められる場合においても同項が妥当するのかについて明確ではないため、解釈の余地が生じていたのである。この問題に対し一定の回答を示したのがGAT/LuK判決である。

欧州司法裁判所2006年7月13日判決 (C-4/03)

ブリュッセル条約16条の文言のみからは判断し難いため、 規定の目的と条約における体系的位置付けから解釈する。 16条が専属管轄を認めている理由は、登録国の裁判所が特 許の有効性の判決を下すのに最善の場所だからである。自 国で発生された登録の有効性と効果はその国の国内法によ って規律すべき事項である。この配慮が必要なのは、特許

^(*6) 国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書(1)~(6)」NBL883 号(2008)37 頁以下、NBL884 号(2008)64 頁以下、NBL885 号(2008)64 頁以下、NBL886 号 (2008)81 頁以下 NBL887 号(2008)114 頁以下、NBL888 号(2008)72 頁以下。

^{(*7) 「}研究会報告書(4)|87 頁以下

^(*8) 特許法 168条2項「訴えの提起・・・・・があった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。」

の分野では、多くの国で特別な法的保護システムを備えて おり、多くの場合この種の裁判は特別な裁判所で行われて いるためである。16条の体系的位置付けについては、合意 管轄も応訴管轄も認められておらず、また、16条に反して 提起された訴えは却下され、仮に判決が下されても承認執 行されない。これらの点から、有効性が問題となるいかな る形態の訴訟、あるいは抗弁でも16条4項は適用され、専属 管轄とすべきである。それが訴えの提起時に発生したもの か、あるいは訴訟が開始された後かは問わない。その理由 として、専属管轄は強行的性格を有しており、もし16条に 侵害訴訟が含まれないと解釈すると、過剰管轄の問題を生 じさせ、また、裁判管轄ルールの予測可能性の弱体化を招 き得るし、国際訴訟競合を生む危険性もあるからである。 そして、当事者間のみの効力であれば認めるべきとする反 論については、効力は各国法が判断することであるが、こ れに対世効を与える構成国法もある。それゆえ、この反論 は侵害訴訟を専属管轄化しない根拠にはならない。

と判示した。すなわち、有効性が問題となる場合、訴えの提起で発生したのか抗弁によるのかは問わず、16条4項は適用され、専属管轄とすべきであるとの判断であった。

4. GAT/LuK 判決を受けて

(1)評価

本判決には判決が下された直後から多くの批判が寄せられている。

特に判決は、文言を検討せず、規定の目的と条文の体系的 位置付けからそれを行ったわけであるが、この手法について は、被告の住所地に原則管轄を与えているブリュッセル条約 の構造上、16条4項は制限的に解釈すべきものであり、適用 すべき場面を明確にしておく規定である。この点から文言 解釈が関係ないとは言えないとの批判がなされている(*9)。

一方、抗弁における判断において各国で判断の矛盾が生じるとの論拠として、判決は内国特許権の侵害訴訟における効力の差を問題としていた。この論拠は、外国知的財産権及び欧州特許の外国部分について対世効の判断を下している加盟国はなく、ブリュッセル条約16条4項との抵触が生

じるものではないとの批判を受けている。

また本判決の法理を採用した場合の実際的な批判としては、同一の特許権についても各国ごとに判決がまちまちになる危険性を生ぜしめる点、訴訟が進んだ後の抗弁により手続が無駄になってしまう可能性があること、原告は多数の国で侵害が起きても、特定国に絞り込んで訴訟を行うことになるが、それ以外の国では侵害がなされている状態を放置することになる、などといった点が挙げられている(*10)。

(2) CLIP の改正案

European Max-Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property (CLIP) と呼ばれる、ハンブルクのマックス・プランク外国国際私法研究所とミュンヘンのマックス・プランク知的財産研究所の共同プロジェクトは、本判決を受けて、ブリュッセルI規則22条4項(ブリュッセル条約16条4項に相当)の改正案を示している。我が国法への示唆に富むものと思われるためここで紹介する。

CLIPによる改正提案

次の裁判所は、住所のいかんを問わず、専属管轄を有する (a) 特許権…の登録又は有効性*をその対象とする*事件に おいては、…登録が申請…された…締約国の裁判所。欧州 特許の登録又は有効性*をその対象とする*事件においては、 …特許を付与した構成国の裁判所…(以下略)。

(b) 前項(a)は以下の場合には適用されない。 有効性や登録が本請求あるいは反訴請求による以外の状況で問題となる場合。その結果下された判決は、第三者に 対するこれらの権利の有効性あるいは登録に影響を与えない

ブリュッセル条約16条4項の文言において不明確であった、「関する」の部分について、「その対象とする」という文言に変更することで、対象を登録又は有効性自体が問題となった事件に特定している。その上でb項において、無効の抗弁において提出された場合には、登録国の専属管轄とならないことを明確化し、あわせて、当該判断には対世効を有しない旨規定している。

^(*9) Kur, op. cit.(5), 848.

^(*10) CLIP, Exclusive Jurisdiction and Cross-Border IP (Patent) Infringement - Suggestions for Amendment of the Brussels I Regulation, EIPR (2007) p. 198.

本改正案はGAT/LuK判決への上記批判を踏まえたものであり、妥当なものと評価できよう。しかし現実的には、このような形でのブリュッセルI規則の改正は困難なものとなった。その理由としては後述する新ルガノ条約の成立がある。またその前提として、ルガノ条約においてGAT/LuK判決が採用された点も大きなポイントといえる。

(3) ルガノ条約と GAT/LuK 判決

ルガノ条約とは1988年に成立した「民事及び商事事件に おける管轄権及び判決の執行に関する条約」(*11)をいう。 ブリュッセル条約とルガノ条約はほぼ同一の条文を有して おり、またその解釈に際しては相互に関連判決を参照する こととなっている。スイスなどルガノ条約の締約国の裁判 所は、ルガノ条約の同様の条文の解釈に際し、欧州司法裁 判所が示したブリュッセル条約の解釈についてもそれを考 慮してきた。このような背景の下、スイスにおいてGAT/LuK 判決をルガノ条約の解釈に際し参酌する判決や決定が下さ れた。2006年10月13日チューリッヒ商事裁判所決定は、共 同体商標侵害訴訟について管轄はスイスに認めたが、無効 の抗弁の提出を受けて、GAT/LuK判決の法理を採用した。そ の上で、手続を中止、共同体商標規則に従った無効手続を 申し立てるための期間を設定し、この期間内に申立てがな されない場合、無効の抗弁を無視する形で侵害訴訟が再開 されるとした(*12)。

このようにEU外においてもGAT/LuK判決の余波は及んでいた。さらに、その影響が顕著となるのが、新ルガノ条約におけるGAT/LuK判決の採用である。

(4)新ルガノ条約

ルガノ条約の改正は、1996年より検討されていたが、2007年10月30日にルガノでの外交会議で採択された(以下では、 改正後のルガノ条約を「新ルガノ条約」)。

新ルガノ条約22条4項を見ていく。

新ルガノ条約22条4項

一 特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必 要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件におい ては、その争点が訴えにより提起されるかまたは抗弁とし て提起されるかを問わず、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は共同体法若しくは国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる本条約に拘束される国の裁判所

二 (略)

同項は「その争点が訴えにより提起されるか又は抗弁として提起されるかを問わず」との文言が、ブリュッセルI規則22条4項の文言に追加されたものである。GAT/LuK判決の法理が明文で取り入れられたといえる。

新ルガノ条約がこのような条文を採用したことを受けて、ブリュッセルI規則の次回改正時には同様の文言を取り入れるとの宣言がECの新ルガノ条約の批准書に採用されることとされている(*13)。CLIPが示したような、無効の抗弁を認める形でブリュッセルI規則22条4項が改正される可能性は少なくとも早期にはなくなった。

(5) GAT/LuK 判決後に残された課題

GAT/LuK判決は、あくまでブリュッセル条約16条4項の解釈として、訴訟中になされた無効抗弁についても16条4項が適用されると述べるにとどまる。抗弁が提出された場合にはどのような対応をすべきかについては明確ではない。そのため、却下あるいは移送を前提とする見解と、手続を中止すべきとする見解が対立することとなった(*14)。GAT/LuK判決の法理を採用した前掲チューリッヒ商事裁判所決定は中止説に立っている。もっとも、裁判において中止を採用してきたオランダでは、本案で特許無効の抗弁が問題となった事案においてGAT/LuK判決の法理に従い訴えを却下している(*15)。このように既に各国裁判所にあってもその対応の相違が見られる。

その他議論があるのは、「不誠実な抗弁」の扱いについてである。これは、例えば無効の見込みのない、単に管轄を排除しようとするだけのものを指す。さらに本案以外の事項についてもブリュッセル条約16条4項が及ぶのかといった点が問題となる。オランダの2006年9月21日ハーグ地裁判

^(*11) ルガノ条約の日本語訳として、奥田安弘『国際取引法の理論』(有斐閣、1992)308 頁以下。

^(*12) 同決定については、拙稿「スイスにおける共同体商標無効の抗弁-チューリッヒ商事裁判所 2006 年 10 月 13 日決定-JAIPPI54 巻 2 号(2009) 2 頁以下。

^(*13) 欧州理事会草案(9169/08 JUSTCIV 94 CH 28 ISL 15 N 18)参照。

^(*14) この対立については、Stauber/Luginbuehl, op. cit.(5), p. 607.

^(*15) 両判決については、Bisschop, van der Velden, Lloyd (事務局訳) 「特許事件における欧州の越境的措置の動向」AIPPI[2007]52 巻 2 号 66 頁以下参照。

決^(*16)ではGAT/LuK判決からは、暫定手続で無効主張が提出 された場合には、裁判所は管轄を失うという論理は導かれ ないと判示している。

外国特許無効の抗弁は本案であれば却下あるいは中止を 迫られることになる。しかし、その抗弁が不誠実なもので ある場合には、抗弁を認めない余地もあり、また、当該抗 弁が仮処分手続などの本案前手続において提出された場合、 GAT/LuK判決の射程は及ばないと解する余地も残されてい る。

Ⅳ. 考察

1. 日本法への示唆

GAT/LuK判決及び同判決への影響・議論について考察を加 えた上で、日本法への示唆を示したい。

まず、有効性判断の国際裁判管轄の専属管轄性についてであるが、結論としては専属管轄にすべき絶対的な根拠を見出すことはできない。登録国が有効性判断についての最適な場所であるとする論拠については、被告の防御の負担などを凌駕するものとまでは言えないと解される。有効性判断自体に専属管轄の利益を見いだすことは困難であろう。この意味で「絶対」に登録国である必然性を見いだすことはできない。しかし、我が国では無効と扱われるが、登録国においては有効のままであるという状況が生じる可能性があるという実際上の根拠からは、やはり登録国に登録・有効性判断の専属管轄を認めるのが法政策の観点からは妥当といえる。

以上が有効性判断自体の管轄の問題であるが、上記点を 踏まえると、有効性の判断について外国の裁判所が行うこ とは不可能とする帰結もまた導かれるものではない。効力 が当事者間にのみ及ぶものでさえも訴えを却下するとする 判断は、当事者の利益を軽視したものと言わざるを得ず、 外国特許無効の抗弁が提出されたことにより却下すべきと する結論は支持できない。

もっとも、登録国の無効判断に従うためにも、手続の中 止を選択肢として残しておくべき必要はあろう。立法論と なるが、前掲研究会報告書のように登録国において被疑侵害特許の無効審判が係属、あるいは訴訟手続の中で審理されている場合、訴訟手続の中止を認めるとする、あるいは、 我が国での審議が妥当ではないと判断した場合、中止を促すことができるとする形で制度設計するのが妥当ではないだろうか。

中止に関してはこのような配慮が必要であるが、基本的には外国特許無効の効力を当者間のみとし抗弁を認めるという結論が妥当であり、前述したCLIPの改正案が基本的には我が国における立法論としても支持できる(*17)。

2. 外国特許無効の抗弁を認めた場合の問題点

外国特許無効の抗弁を管轄上は許容するとしても、訴訟 手続におけるその可否はいかなる法を根拠に認めるべきか といった問題があるが、この問題については登録国法で判 断するのが妥当であろう。

では、裁判所は外国特許を一部無効とした上で、有効と された部分につき、侵害されているのか否かの問題を扱う ことができるだろうか。この点については、無効の抗弁を 当事者間でのみの効力を認める以上、一部無効も認めてよ いと解される。

GAT/LuK判決が明らかにしなかった点として、抗弁が不誠実な形で提出された場合の扱いがあることについては前述した。本研究の立場によっても、訴訟遅延を目的とする抗弁についてまで無制限に認めることが妥当と考えるわけではない。特許法104条の3第2項「これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる」と規定されており、外国特許無効の抗弁の場合であってもその趣旨は妥当させ得るものであろう。

最後に、外国特許無効の抗弁と再審の問題について付言したい。外国特許権侵害訴訟において、当該外国特許が有効として判決が下された後に、当該登録国で特許が無効とされた場合、国内判決で基礎となった権利が消滅したことになり、再審事由に当たるかが問題となる。国内特許法においては、有効を前提とするとして判決が下された後、特許庁における無効審判において無効が確定した場合には、

^(*16) この判決を英訳したものとして、Mitt. 2007, S. 285.

^(*17) もっとも研究会報告書は明文の規定は置いていないが、解説においては当事者効での抗弁を認めるとしている。「研究会報告書(4)|88 頁。

民事訴訟法338条1項8号にいう、基礎となった行政行為の変更とされるため、この無効審決が再審事由となる。ここでいう基礎となった行政行為が外国における無効判断ととらえることができるかが問題となるが、この点は今後の検討課題としたい。

Ⅴ. 終章

以上、本研究では、GAT/LuK判決とその後の欧州の議論な どを参考とした上で、我が国への示唆を提示した。その内 容は、GAT/LuK判決の判断とは異なり、外国特許無効の抗弁 を管轄レベルにおいては我が国でも認めることを基本にし つつ、抗弁の可否の準拠法については登録国法によらしめ るべきであるとした。なお、中止については立法論である が、裁量的な中止の前提の下、一定の場合には積極的な中 止についても認める余地がある点を主張するものであった。 本研究において積み残した課題、すなわち我が国で外国 特許無効の抗弁を採用した場合に、我が国に管轄を認めた 際に問題となる国際民事手続法上の諸問題については、外 国特許無効の抗弁を認めない方向に進んでいく欧州の議論 から得られるものはさほど多くないことも想定される。こ れらについては国内知的財産法及び民事手続法からの多く の示唆を得ることで、外国特許無効の抗弁を認めた後の処 理の問題について、理論的に精緻化することを今後の課題 としたい。